

2017 年 6 月 27 日

「LT会」会報第 17-4 号（総 172 号）

上海 LT コンサルティンググループ

外国税額控除 1

LT グループ高級顧問
前田公認会計士・税理士事務所
日本国公認会計士/税理士
前田勝己

みなさま、こんにちは。LT グループ高級顧問の前田勝己です。LT グループが関与する中国国内での事業再編や日中間の取引の結果生じる税務問題や会計処理について、日本の会計/税務の観点から業務を提供しています。この会報では、みなさまに主として日本の税務、会計制度についてのトピックス・留意点を、できるだけわかりやすい言葉で解説していきたいと思います。

今回のテーマは「外国税額控除」についてです。難しいイメージがあるかもしれませんが、ロジックはいたって簡単で、居住地以外の国で税金（法人だと法人税、個人だと個人所得税）を支払った場合に、居住地で支払った税金の額から、居住地以外の国で支払った税金を差引く（控除する）ことができる、という制度です。

今回は、日本の居住者（A さん）が、出張ベースで中国に 1 年間で 200 日滞在し、日本と中国の両国において個人所得税を支払ったケースを考えてみます。

A さんは日本の会社の技術者で、年間 150 日の出張予定で中国に出張していました。ところが、中国で機械トラブルの対応などを行っているうちに、出張日数が 200 日となってしまいました。中国での滞在日数が 183 日を超えたため、183 日ルールが適用されず、中国において滞在日数に応じた個人所得税の納付を行いました。

他方で、A さんは日本の会社の社員であり、日本の居住者のため、当然に日本において個人所得税の源泉徴収を受けています。この場合の課税関係は下記のとおりです。

A さん（日本居住者であり中国に 200 日滞在）

日本：365 日分の個人所得税を納税（源泉徴収）

中国：滞在日数である 200 日分の個人所得税を納税

お気づきのとおり、A さんは日本および中国の両国で個人所得税を支払っています。具体的には、日数ベースで 200 日分の給与に対応する個人所得税が、日本および中国の両国で「二重課税」の状況になっています。

この「二重課税」の状態を解消する手続きが「外国税額控除」となります。具体的には、A さんは居住地である日本において、中国で支払った個人所得税を、日本で支払った税金から控除するこ

とができます。方法としては、年度の確定申告（毎年3月15日まで）の時に、中国での納税証明書や申告書とともに、外国税額控除の申請書を税務局に提出し、既に源泉を受けている所得税から控除（実務的には還付）を受けることができます。

もう確定申告の時期も過ぎてしまったので今更この話を言われても・・・という方もいるかもしれませんが、ご安心ください。日本居住者の方が確定申告において外国税額控除の手続を忘れていた場合でも、5年間はさかのぼって適用が可能となります。

ただし、1点留意が必要です。それは「中国で支払った個人所得税の全額が控除（還付）の対象とならない」ことです。還付金額は若干複雑な計算式により算定されますが、その計算ロジック上、中国で支払った所得税の一部しか還付されません。私がこの3月の確定申告で何名かの外国税額控除の手続を行いました。概ね中国で支払った税額の3分の1～半分くらいしか還付されませんでした。日本より中国のほうが個人所得税の税率が高いため、還付額はどうしても少なくなっています。

なお、この外国税額控除の制度は中国にもあります。したがって、中国居住者である日本人が、たとえば日本本社の従業員・役員を兼任しており、日本においても個人所得税を支払っている場合は、居住地である中国において、日本で支払った個人所得税を「取り戻す」ことができます。ただし、実務的には中国において外国税額控除の手続を取ることはなかなか難しいのが実情です。

いかがでしょうか。出張や役職兼任などで中国と日本の両国で個人所得税を支払っている場合、「外国税額控除」の手続をぜひ受けてください。全額ではありませんが、一部の税金は還付されます。

なお次回は「外国税額控除2」として、中国へのお出張者に関して中国で発生した税金を日本の本社が負担した場合の課税関係について検討したいと思います。

以上